

令和7年第11回

安芸高田市農業委員会総会

議 事 録

令和7年10月22日（水）

安芸高田市農業委員会

総会出席簿

【開催年月日】 令和7年10月22日（水）

【時間及び場所】 午後1時30分より 安芸高田市役所 会議室221

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
日程第 2 議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第61号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第62号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第63号 非農地証明申請について
日程第 6 議案第64号 非農地通知の発出について
日程第 7 議案第65号 農用地利用集積等促進計画の諮問について
日程第 8 議案第66号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
日程第 9 議案第67号 農地利用最適化推進委員の辞任について

議席	氏名	印	議席	氏名	印	議席	氏名	印
1	田邊 介三	○	6	山本 英次	欠	11	境江 芳暢	○
2	秋國 満	○	7	津田 泰成	○	12	高松 忠夫	○
3	水重 克幸	○	8	黒瀬 忠司	○	13	竹丸 政春	○
4	見坂トシ子	○	9	仁伍 雅史	○			
5	藤原 憲司	○	10	田中 秀之	○			

事務局 出席 稲田 圭介 事務局長
武部 弘典 係長
中村 貴啓 専門員

総会開始 午後1時30分

総会時間 52分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○田中会長

ただいまより令和7年第11回安芸高田市農業委員会総会を開会といたします。

本日の総会にあたりまして、6番 山本委員さんの欠席の申し出がございました。したがって、ただいまの出席委員は12名でございます。定数に達しております。これより令和7年第11回安芸高田市農業委員会総会を開会といたします。

本日の議事日程等につきましては、あらかじめ配付をさせていただいております。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、安芸高田市農業委員会総会会議規則第13条第2項の規定によりまして、議長において行います。5番 藤原委員さん、7番 津田委員さん、両名を指名いたします。よろしくお願い申し上げます。

日程第2 議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

#### (事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告をお願いいたします。受付番号67号から69号について、3番 水重委員さんお願いいたします。

○水重委員

3番 水重です。受付番号67、68、69号について報告いたします。10月10日、農業委員、推進委員、事務局で現地の確認をしております。譲受人が同一ですので、67、68号を合わせて報告させていただきます。別図の60-67、68をご覧ください。申請地は●●●●●●●●●●より北に入った、●●●さんの北と、その南にある●●●●●の南に位置しております。譲渡人はそれぞれ遠方に居住しており、耕作及び管理が困難な事により、今回、●●に居住している譲受人が、申請地に隣接する宅地に住居を新築することになり、申請地を畑として利用する所有権移転の申請でございます。畑1筆、田3筆です。現在耕作をされていませんので、周辺への影響や支障はなく許可妥当と確認しております。

次に69号です。別図の60-69をご覧くださいと思います。申請地は●●●●●●●●●●を300m●●●●●●●●●●へ入った所でございます。譲渡人は高齢になり管理が困難になっております。譲受人が経営規模を拡大するための所有権移転の申請になります。譲受人の住居は近隣でございます。引き続いての農地利用により、許可は妥当と確認しました。尚、申請地は現在水稻を作付けしております。詳細については別紙調査書をご覧くださいと思います。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。続いて受付番号70号について、13番 竹丸委員さんお願いいたします。



影響もなく、今回の申請は許可妥当と見てきました。詳しくは別紙調査書をご覧ください。  
以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。これまでの案件につきまして質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。ございませんか？質疑及び意見がないようでございますので、これより採決に入ります。

議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、申請通り賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請については申請通り許可することに決しました。

次へまいります。日程第3 議案第61号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして、担当委員の調査報告をお願いいたします。受付番号27号について、3番 水重委員さんお願いいたします。

○水重委員

3番 水重です。27号について報告いたします。10月10日、農業委員、推進委員、事務局で現地確認しました。この案件は、先月農振除外でご審議いただいた案件でございます。別図の61-27をご覧くださいと思います。申請地は、●●●●●●●●にあるオートキャンプ場に隣接する田、1,906㎡でございます。現在、隣接地でオートキャンプ場を営んでいますが、アウトドアブームにより利用者が多く、施設拡張をして申請地を利用する申請でございます。管理等は現在の施設とあわせて運営するため、周辺農地等には支障はなく、許可妥当であると確認をいたしております。詳細については別添の調査書をご覧くださいと思います。以上で27号の報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。続いて28号について、11番 境江委員さんお願いします。

○境江委員

11番 境江です。10月14日に、農業委員、推進委員、事務局とで現地の確認を行い



ろ、向原町●●。申請者は●●●●で、宅地の中の庭敷きです。住宅を増設した際、庭敷きが狭いため、田86㎡と、畑176㎡を無許可で宅地を広げ、庭敷きとしてすでに利用されておられ、この度始末書を付して転用許可を申請されました。周辺農地に悪影響はない事からやむを得ないものとして認めました。詳しい内容については別紙調査書をご覧ください。

続いて33番の報告をします。10月14日に、農業委員事務局、農業委員、推進委員にて現地の確認調査をいたしました。図面番号61-33をご覧ください。申請者は●●●●。申請地は向原町●●という場所です。場所は、●●●●より●●●●●●を●●●●に1km走り、左側に入り、●●●●●●を3km走り、●●●●の別れを、●●●●に500m走ったところにある田2,718㎡と、田4,047㎡の合計6,765㎡です。申請地の一部が3年前被災したため、復旧工事を行っていましたが、工事が終了し、この工事とあわせて申請地を1枚の圃場にする農地改良を無許可で行っていたため、この度始末書を添付し、申請地の一時転用を申請されました。10月14日に、現地調査をした時には8割ぐらい工事は終わっていました。水路、水利の変更もなく、周辺農地に対する悪影響はない事を確認いたしました。詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上で32、33の報告を終わります。

なぜ、1年間の一時転用なのかに関しては事務局の方から説明があると思いますので、よろしくお願ひします。

○田中会長

では、事務局から。

○事務局

はい、今回の33号については、終期を定めて、農地への現状復旧が容易にできるという事で、一時転用として取り扱うという事務処理要領になっております。規模が2,000㎡未満であれば、許可を得ずに、届出で済むという要領になっておりますが、今回はそれを上回る面積でしたので、一時転用の許可を受けて施行をしていただくようにしました。以上で事務局の説明を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。ただいま事務局からの補足説明がありました。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。どうでしょうか？ございませんか？

○水重委員

受付番号27号ですが、1種農地になるんで、事務局で説明をお願いします。

○事務局

はい。受付番号27号につきましては、圃場整備田で1種農地ですので、通常であれば許可はできないという農地になっております。調査書をご覧いただきたいのですが、例外規定としまして、既存施設の拡張で、拡張に伴う敷地の面積が既存施設の2分の1を超えないものに限って不許可の例外に該当するというものがあり、これに該当するという事で許可妥当という判断をしております。以上です。

○田中会長

その他ございませんか？よろしゅうございますか？質疑及び意見がないようでございます。これより質疑意見を終了し、採決をおこないます。

議案第61号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請通り賛成の委員は举手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第61号 農地法第4条の規定による許可申請につきましては申請通り許可することに決しました。

尚、受付番号27号、32号、33号の3件につきましては、許可妥当と処理をいたしまして、広島県農業会議常設審議委員会に意見聴取することといたします。次へまいります。

日程第4 議案第62号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

続きまして担当委員の調査報告をお願いします。受付番号55号から60号まで、3番水重委員さんお願いいたします。

○水重委員

3番 水重です。10月10日、農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしております。55号から59号については、譲受人が同一で、申請地が隣接していますので、あわせて報告させていただきます。位置図の62-55、56、57、58、59をご覧いただきたいと思います。水とあるのが●●●でございます。申請地のすぐ上、右上にあるのが●●●●●●の●●でございます。申請地は耕作されていませんが、管理された田6筆でございます。譲渡人はそれぞれ高齢、また後継者不在で耕作困難となり、また雑草、害虫被害を抑制する事ができず、今回譲受人が太陽光発電設備の設置を計画するにあたり、所有権移転の申請でございます。近くに民家はなく、農地管理上の上からも、この転用申請は許可妥当と確認いたしました。尚、詳細については別添の調査書をご覧いただきたいと思います。



す。質疑、意見のある方はご発言をお願いいたします。どうでしょうか？ございませんか？

質疑及び意見がないようでございます。従いましてこれより採決に入ります。議案第62号 農地法第5条の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第62号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請通り許可することに決しました。

日程第5 議案第63号 非農地証明申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由説明をお願いします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続いて担当委員の調査報告に入ります。はじめに受付番号13号について、8番 黒瀬委員さんお願いいたします。

○黒瀬委員

8番 黒瀬です。受付番号13号について報告いたします。図面番号63-13をご覧ください。10月10日、推進委員、農業委員、事務局にて現地を確認いたしました。申請地は、八千代町●●●●になります。申請地は●●●●●●●●の●●●●●●付近にあります。●●●●を造った当時、申請人は●●●●●●に移住されたため、現在まで約60年放置されています。致し方ないと思います。詳しくは非農地証明現地確認書をご覧ください。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号14号について、11番 境江委員さんお願いします。

○境江委員

11番 境江です。番号14号についてご説明申し上げます。●●●●より今回、田んぼ、畑を非農地としたいという事で申請があがっております。今月の14日に、農業委員、推進委員、事務局とで現地の確認をいたしてまいりました。別図の63-14をご覧くださいと思います。まず畑ですが、真ん中に道路がございます。上にあがる道があつて印があるところが畑です。住宅より少し山側に行った所です。見た所、どこがどうか、境目が分からないほどの山でございました。もう1つは、●●●●●●●●より300mぐらい下った所の川向うにございます。これも確認したところ、どこが田んぼか分からないような状態でございました。山でございます。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見のある方はご発言をお願いいたします。どうでしょうか？ございませんか？質疑及び意見がないようでございます。質疑意見を終了し採決に入ります。議案第63号 非農地証明申請について、申請通り証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第63号 非農地証明申請につきましては、受理することに決しました。次へまいります。

日程第6 議案第64号 非農地通知の発出についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の内容説明をお願いします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。この案件について、担当委員さんのコメントがもしあればお願いしたいと思いますが。その他、質疑及び意見がございましたら。よろしゅうございますか？質疑及び意見がないようでございます。従いまして質疑意見を終了し、採決に入ります。

議案第64号 非農地通知の発出について、承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。議案第64号 非農地通知の発出については、承認することに決しました。

日程第7 議案第65号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問についてを議題といたします。はじめに事務局より提案の理由説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。以上で事務局からの要点説明が終わりました。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。ございませんか？よろしゅうございますか？質疑及び意見がないようでございますので、これより採決に入りたいと思います。議案第65号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問について、原案通り設定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第65号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問については、原案通り設定することに意義のない旨を市長に回答することに決しました。次にまいります。

日程第8 議案第66号 農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。はじめに事務局より提案の理由説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。事務局からの説明が終わりました。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。ございませんか？質疑及び意見がないようでございます。質疑、意見を終了し採決に入りたいと思います。議案第66号 農地利用最適化推進委員の委嘱について、原案通り委嘱することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第66号 農地利用最適化推進委員の委嘱につきましては、原案通り委嘱することに決しました。次へまいります。

日程第9 議案第67号 農地利用最適化推進委員の辞任についてを議題といたします。はじめに事務局より提案の理由説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。事務局からの説明が終わりました。これよりこの案件についてのご質疑及び意見をお願いします。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。ございませんか？

欠員後の対応は事務局としてどう考えていますか？今の時点で分かることがあれば。

○事務局

任期が今月末までになるので、来月以降募集を開始するのとあわせて、農業委員さんの方で適任の方がいらっしゃれば、推薦いただければ助かるところです。

○田中会長

分かりました。高宮の委員を中心に速やかに適任者を探して、あたってみたいと思います。その他ご意見はございますか？この件は、体調面でどうしてもという事でやむを得ないとは思いますが。

その他、質疑及び意見がないようでございますので質疑、意見を終了し採決に入りたいと思います。議案第67号 農地利用最適化推進委員の辞任につきまして、同意することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第67号 農地利用最適化推進委員の辞任につきましては、同意、承認することに決しました。

以上で本総会に付議をされました議案は全て終了をいたしました。これをもちまして令和7年第11回安芸高田市農業委員会総会を閉会といたします。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時22分 閉会

以上の会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

安芸高田市農業委員会会長

5 番委員

7 番委員